

# 1 皆さんの自治会

入居者の皆さんが、団地生活を快適に過ごされるよう、入居者相互の親睦、良好な環境づくり、防火・防犯活動など、自治会は重要な役割を果たしています。

県営住宅に入居された方は、是非自治会に加

入して住みよい団地づくりに努めてください。

また、団地や住宅の構造によって多少異なりますが、共同施設の管理運営に必要な費用は共益費として、自治会の責任において徴収、支払をしていただきます。

# 2 共益費

共益費は、共用部分の諸施設の維持管理・運営など入居者の皆さんの共通の利便を図るのに必要な費用で、次のようなものがあり支払の義務があります。

## ①電気料

階段灯、集会所の電灯、水道ポンプ、エレベーターなどの共用部分の電気代。

## ②水道料

集会所、屋外水栓等共用部分の水道代。

## ③共同施設などの修繕費

集会所のガラス破損や階段灯・廊下灯の電球の取替などの費用。

## ④清掃費

植木の剪定、浄化槽の清掃、排水溝の清掃、污水管の洗浄、ゴミ処理費など、団地の環境を維持するための費用。

## ⑤汚水処理費

汚水処理場のある団地では、運転に必要な電気料、水道料、薬品料、その他の費用。